

第3章 計画の概要

1 目標

男女が共に輝くおかやまづくり

2 基本的な視点

計画全体を貫く基本的な視点は次のとおりです。

1

男女の人権の尊重とパートナーシップの確立

男女共同参画社会は、男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮することで、実現できるものです。そのためには、直接的か間接的かを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることや、男女間における暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されなければなりません。

2

「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)に気づく視点

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的・文化的に形成された性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合には、これらが社会的、文化的に作られたものであることを意識して、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。



3

女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援

男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性のエンパワーメント(女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと)が重要です。

また、チャレンジする意欲のある女性が、いつでも、どこでも、誰でも、チャレンジできるような支援も求められています。

4

さまざまな主体との協働の推進

男女共同参画社会の実現には、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と協働(複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること)して、取り組むことが重要です。



3 計画の体系

計画全体の目標「男女が共に輝くおかやまづくり」を実現するため、テーマ別に3つの基本目標を定め、その基本目標ごとに重点目標を定めます。

基本目標 I

男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- 施策の方向**
- ①社会制度・慣行の見直し
 - ②社会的気運の醸成

重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

- 施策の方向**
- ①情報収集・提供、調査・研究等の充実
 - ②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

- 施策の方向**
- ①学校における男女平等に関する教育・学習の推進
 - ②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進
 - ③地域における男女平等に関する教育・学習の推進

重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進

- 施策の方向**
- ①男性にとっての男女共同参画の推進
 - ②男性の「働き方」に対する意識改革

重点目標5 若い世代における男女共同参画の推進

- 施策の方向**
- ①若い世代における男女共同参画の推進

基本目標 II

男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶

- 施策の方向**
- ①男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進
 - ②被害者への相談・支援・救済体制の充実
 - ③若年層への予防啓発、デートDV対策の推進
 - ④関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

重点目標7 情報化社会における男女の人権の尊重

- 施策の方向**
- ①女性の人権を尊重した表現の推進
 - ②高度情報化社会への対応

重点目標8 生涯を通じた女性の健康支援

- 施策の方向**
- ①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等
 - ②生涯を通じた女性の健康支援

重点目標9 生活困難を抱える人々への支援

- 施策の方向**
- ①ひとり親家庭等の自立支援
 - ②男性の孤立防止、日常生活等の自立支援
 - ③高齢者、障害のある人等の自立した生活に対する支援

基本目標 III

男女が共に活躍する社会づくり

重点目標10 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 施策の方向**
- ①行政分野における女性の参画促進
 - ②教育分野における女性の参画促進
 - ③民間企業における女性の参画促進

重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

- 施策の方向**
- ①さまざまな分野（医療・科学・防災など）における女性の活躍の場の拡大
 - ②さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大

重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 施策の方向**
- ①男女の均等な機会と待遇の確保の促進
 - ②女性が働き続けることのできる環境づくり

重点目標13 女性のチャレンジ支援

- 施策の方向**
- ①職業能力開発と能力発揮の支援の充実
 - ②創業を志す女性への支援
 - ③子育て中の女性への就職支援

重点目標14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 施策の方向**
- ①職業生活と家庭・地域生活の両立支援
 - ②多様なライフコースに対応した子育て・介護等の支援体制の充実や環境整備
 - ③社会的気運の醸成

4 数値目標

取組の効果が検証できるよう、平成32（2020）年度を目標年次とする21の数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤づくり

数値目標	策定時	目標値
◎ 県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (H27.11)	3.08点 (H32)
○ 家庭教育相談員の養成数	903人 (H26)	1,050人 (H32)
○ 男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9% (H26)	30.0% (H32)
○ 県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.81点 (H27.11)	3.06点 (H32)

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

数値目標	策定時	目標値	
◎ DV防止基本計画策定市町村数	16市町村 (H27.4)	27市町村 (H32)	
○ 高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	44.3% (H26)	65.0% (H32)	
○ フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗 (H27.10)	222店舗 (H32)	
○ 学校行事や学級活動、ホームルーム活動等において性に関する教育を実施している割合	(小学校)	96.8% (H26)	100% (H32)
	(中学校)	94.2% (H26)	100% (H32)
	(高校)	86.3% (H26)	100% (H32)
○ 女性のがん検診の受診率	(乳がん)	46.6% (H25)	50.0% (H31)
	(子宮頸がん)	46.9% (H25)	50.0% (H31)
○ 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	17.0人 (H26)	14.4人 (H32)	

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

数値目標	策定時	目標値	
◎ 女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	53.8% (H26)	59.3% (H32)	
○ 県の審議会等委員の女性比率	36.7% (H27.4)	40.0% (H32)	
○ 管理職における女性比率	(一般職公務員／課長級以上)	10.7% (H27.4)	13.0% (H32)
	(教育職公務員／教頭以上)	21.4% (H27.5)	25.0% (H32)
	(民間企業／係長級以上)	18.2% (H24)	25.0% (H30)
○ 復職した女性医師数	77人 (H22~26累計)	173人 (H22~32累計)	
○ 女性消防団員数	592人 (H27.4)	650人 (H32)	
○ 農家における家族経営協定締結戸数	527戸 (H26)	650戸 (H32)	
○ 商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	12.6% (H27.4)	18.0% (H32)	
○ 県が実施する女性を対象とした就職面接会で就職した女性の人数	—	50人 (H32)	
○ 育児休業取得率	(女性)	85.6% (H24)	90.0% (H30)
	(男性)	4.3% (H24)	8.0% (H30)
○ 「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	572箇所 (H27.10)	750箇所 (H32)	
○ 放課後児童クラブ実施箇所数	425箇所 (H26)	540箇所 (H31)	

*表内◎は、基本目標としての数値目標。○は、それぞれ基本目標内の重点目標に掲げる数値目標

男女が共に輝くおかやまづくり

第4次 おかやまウィズプラン



第4章 計画の内容